

大和州市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

## 大和市条例第15号

### 大和州市税条例の一部を改正する条例

大和州市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第5号及び第6号中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項第7号中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改め、同項第8号を削り、同項第9号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

別表特定非営利活動法人大和市サッカー協会の項中「令和6年9月30日」を「令和11年9月30日」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （固定資産税に関する経過措置）

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。